

# 給水装置工事の設計審査及び検査等事務取扱要領

夕張市水道事業

平成 24 年 4 月

# 給水装置工事の設計審査及び検査等事務取扱要領

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、夕張市水道事業給水条例（昭和36年条例第5号、以下「条例」という。）第7条第2項に基づく給水装置工事に係る設計審査及び竣工検査等（以下「審査等」という。）について本市及び当該業務の受託者が置く受託水道業務技術管理者の事務処理手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- 二 施工要綱 給水装置設計施工要綱をいう。
- 三 施工要領 夕張市給水装置工事施工要領をいう。
- 四 施工基準 夕張市給水装置工事設計施工基準をいう。
- 五 受託管理者 法第24条の3第3項に定める受託水道業務技術管理者をいう。
- 六 指定業者 条例第7条第4項に定める指定給水装置工事事業者をいう。
- 七 納付担当者 条例第26条に定める手数料の徴収業務を担当する者をいう。
- 八 量水器担当者 条例第14条に定める量水器の貸与及び管理を担当する者をいう。
- 九 運用基準 夕張市スプリンクラー運用基準をいう。

### (書類様式)

第3条 審査等の手続きは、次の各号に定める様式を使用するものとする。

- 一 設計審査及び検査承認願書（様式第1号、以下「願書」という。）
- 二 給水装置工事確認書（様式第2号、以下「確認書」という。）
- 三 給水装置工事竣工検査報告書（様式第3号、以下「検査報告書」という。）
- 四 検査済証（様式第4号）
- 五 給水装置台帳整理簿（様式第5号）
- 六 スプリンクラー設備確認書（様式第6号）
- 七 スプリンクラー設備設置台帳（様式第7号）

## 第二章 設計審査

### (設計審査の方法)

第4条 受託管理者は、施工要領第2章1.の規定により、指定業者（以下「申込者」という。）か

ら願書による給水装置工事の設計申込（以下「申込」という。）を受理したときは、内容を確認、審査するものとする。受託管理者は記入内容に不備、誤り等があるときは、願書を申込者へ返却し、訂正するよう指導するものとする。

- 2 受理した願書は、別表 1 の設計審査及び検査承認フロー図（設計審査）に従って処理するものとする。
- 3 受託管理者は、審査終了後、納付担当者に願書を回付するものとする。

#### （納付手続）

第 5 条 納付担当者は、受託管理者から願書の回付を受けたときは、手数料の調定、納付書発行の事務を行い、当該願書を量水器担当者に回付するものとする。

#### （量水器の管理）

第 6 条 量水器担当者は、納付担当者から願書の回付を受けたときは、量水器及びメーターコード等の手配の有無を確認し、上下水道課長（以下「課長」という。）に当該願書を回付するものとする。

#### （申込の決裁）

第 7 条 課長は、量水器担当者から願書の回付を受けたときは、審査内容に不備がないか確認の上決裁し、受託管理者へ当該願書を返却するものとする。

#### （納付確認）

第 8 条 受託管理者は、課長から願書の返却を受けたときは、申込者へ納付書を交付し、設計審査料の入金を確認したのち、申込者へ当該願書を返却するものとする。

### 第三章 現場立会

#### （埋設確認）

第 9 条 受託管理者は、配水管の分岐工事について、申込者から配水管等の埋設位置の確認を求められたときは、必要な情報を提供するとともに、必要に応じて施工現場に立ち会った上で、確認、指示等を行うものとする。

### 第四章 検査承認

#### （検査承認の方法）

第 10 条 受託管理者は、施工要綱及び施工要領の定めるところにより、申込者から工事を完了した旨の報告を受けたときは、別表 2 の設計審査及び検査承認フロー図（検査承認）に従って事務処理を行うものとする。

- 2 受託管理者は、前項に基づく検査承認において、工事内容に不備があったときは、申込者に補正等を指導するものとする。

(検査手順)

第11条 受託管理者は、施工要領第2章7.の規定により、申込者から願書及び確認書による給水装置工事の検査承認の願出（以下「承認願」という。）を受けたときは、様式第3号により検査するものとする。

- 2 受託管理者は、提出書類の内容に不備、誤り等があるときは、願書及び確認書を申込者へ返却し、訂正するよう指導するものとする。

第五章 承認手続

(検査報告)

第12条 受託管理者は、検査を完了したときは、願書に確認書及び検査報告書（以下「願書等」という。）を添付し、納付担当者に当該願書等を回付するものとする。

(清算)

第13条 納付担当者は、検査員から願書等の回付を受けたときは、手数料清算の事務を行い、課長に当該願書等を回付するものとする。

(承認願の決裁)

第14条 課長は、納付担当者から願書等の回付を受けたときは、検査内容に誤りがないか確認の上決裁し、受託管理者へ当該願書等を返却するものとする。

(書類整理等)

第15条 受託管理者は、課長から願書等の返却を受けたときは、給水装置台帳整理簿に必要事項を記入するものとする。

- 2 受託管理者は願書等を、設計審査及び検査承認願書綴りに保管するものとする。

(検査済証)

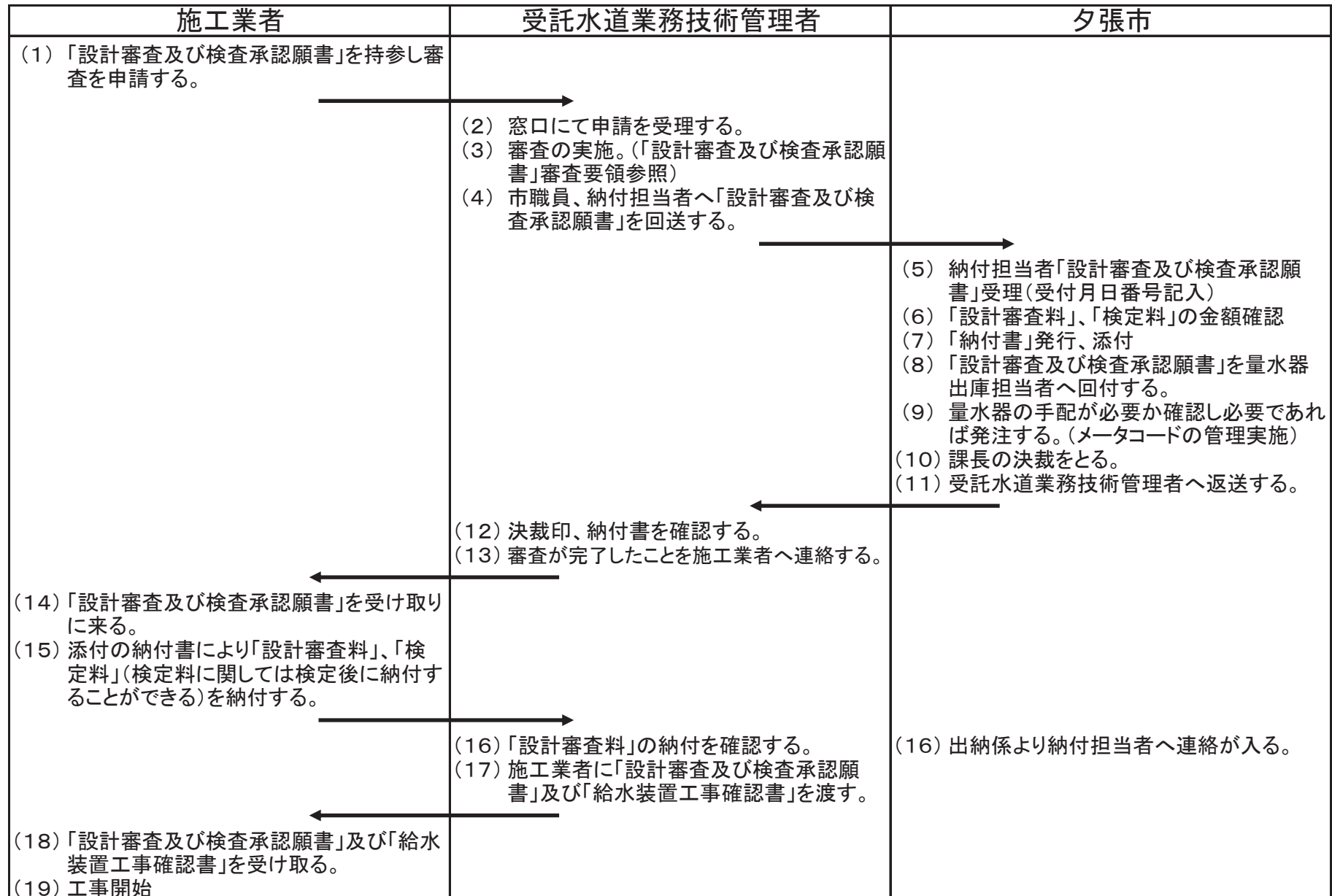
第16条 受託管理者は、申込者又は所有者から検査済証を求められたときは、これを交付することができるものとする。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

(別表1)

## 設計審査及び検査承認フロー図(設計審査)



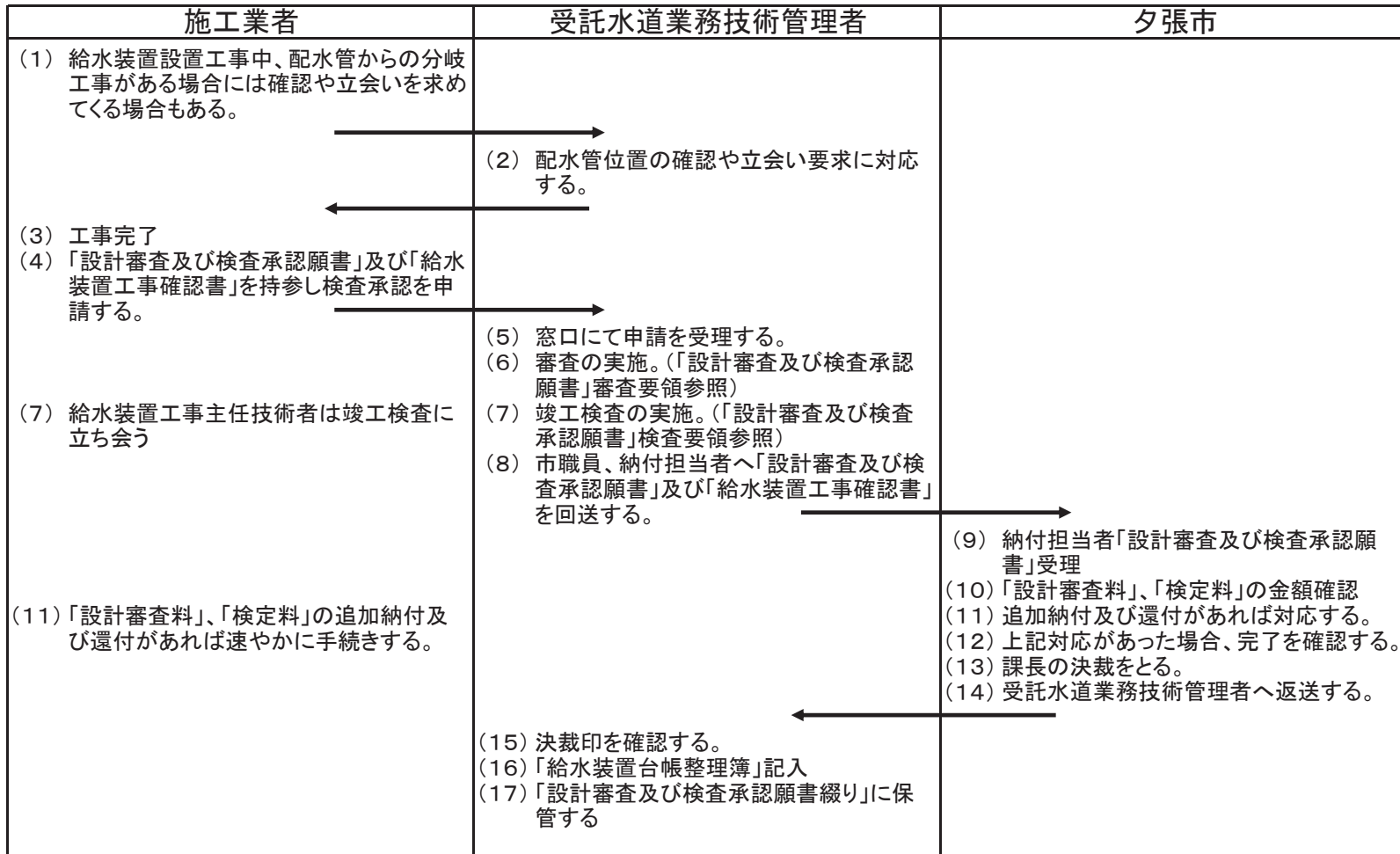
## 「設計審査及び検査承認願書」審査要領

「設計審査及び検査承認願書」様式に則り以下の項目について審査する

- ◎: 申込者が記入を確認し申請時に記入してくる項目
- ◆: 水道技術管理者が審査時に記入する項目
- : 納付担当者が審査時に記入する項目
  
- ◆ 「(給水装置 工事)」の空欄は下記のいずれかを記入 (給水条例第5条)
  - ・「新設」…新たに分岐し、量水器を設置するもの
  - ・「増設」…分岐・量水器は設置しないで、設備を増やすもの
  - ・「変更」…布設替等
  - ・「撤去」…分岐部にて閉止するもの※分岐部にて閉止が困難なものは、敷地ぎりぎりまで閉止する場合もある
  
- ◎ 「申込者」: 指定業者を記入
- ◎ 「所有者」: 設備の所有者の氏名等を記入
- ◎ 「設置場所及使用者」: 設備の設置場所と使用者名を記入
- ◎ 「施工業者」: 施工業者名を記入(指定業者名)
- 「受付月日番号」: 受け付けた年月日と番号(年度毎に更新)を記入
- ◎ 「用途」: 「家庭用」、「営業用」、「その他」のいずれかに丸をつける (給水条例第4条)
- ◎ 「着工及び完了予定」: 予定日の記入
- ◎ 「建物状況」: 「既存」、「新築」、「改築」、「増築」のいずれかに丸をつける
- ◎ 「利害関係承認欄」: 利害関係がある場合にのみ、記入
- ◎ 「設計者」: 工事設計担当者
- ◎ 「責任技術者」: 給水装置工事主任技術者の資格を有する者
- ◎ 「設計額」: 金額に誤りがないこと、工事費明細書と差異のないこと
- ◎ 「精算額」: 金額に誤りがないこと、工事費明細書と差異のないこと、適切な工事が行われていること
- ◎ 添付資料
  - 「工事費明細書」: 署名・捺印があること、使用部材、器材、金額に誤りがないこと
  - 「図面」: 「夕張市給水装置工事施工要領」及び「給水装置設計施工要綱」に基づいた施工計画であること
  - 「位置図」: 基本的にゼンリンを使用すること
- ◆ 「着手承認」: 総括主幹決裁が終了した日
- ◆ 「竣工検定」: 検定日
- ◆ 「手数料調定」: 納付書の作成日
- ◆ 「手数料精算」: 設計変更がなかった場合は、納入日。変更があった場合は、増額の場合追加納入日、減額の場合還付日
- ◎ 給水装置の一部が隠ぺい、床下埋設配管となる場合は所有者による署名・押印があることを確認すること

(別表2)

## 設計審査及び検査承認フロー図(検査承認)



## 「設計審査及び検査承認願書」検査要領

「夕張市給水装置工事施工要領」及び「給水装置設計施工要綱」に則り以下の項目を検査する

添付図面：分岐部・止水栓位置等のオフセットが記入されているか確認

「給水装置工事確認書」：不適合及び不備がないか確認

### 現地検査

「給水装置工事竣工検査報告書」に沿って検査を実施する

検査済証は、求められた場合にのみ発行する



# 設計審査及び検査承認願書 (給水装置 工事)

申込者	住所 ----- 氏名	受付月日 番号	平成 年 月 日 No.	着工及び完了予定	着工 年 月 日 ----- 完了 年 月 日
	印		用途	家庭用、業務用、その他	建物状況
所有者	住所 ----- 氏名	利害関係承認欄	土地所有者 住所 氏名 印		
	印		家屋所有者 住所 氏名 印		
設及置使用所者	住所 ----- 使用者		既設管所有者 住所 氏名 印		
施工業者	住所 ----- 氏名	設計者	印	主任技術者	印
	印				

夕張市長

殿 この工事施工致したいので承認願います。

		設計額		精算額		審査	竣工
材料費						課長	課長
労力費							
直接工事費計						担当課長	担当課長
運搬費							
小計						納付担当	納付担当
諸経費							
計						受託水道業務技術管理者	受託水道業務技術管理者
消費税							
合計						係	検査員
設計審査料							
検定料							
総計							
			不足		過剰		

着手承認	竣工検定	手数料調定	手数料精算
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

今般私の申込みました給水装置の一部が(天井および壁の陰べい、床下埋設)配管となりますが、凍結その他故障により、修繕工事を行なう際、天井、壁、床等の取外し復旧は当方の責任において行ないますので、許可して下さいお願い致します。

所有者

印

工 事 費 明 細 書									
細 目	品 質 規 格	設 計 額				精 算 額			
		員 数	単 位	単 価	金 額	員 数	単 位	単 価	金 額
材 料 費 計		0 円				0 円			



# 給 水 装 置 工 事 確 認 書

項 目	検 査 項 目	検 査 の 内 容	確 認 結 果	
屋外検査	1. 分岐部オフセット	・ 正確に測定されていること。	判 定	良・否
	2. 水道メーター、水道メーター用止水栓	・ 水道メーターは、逆付け、片寄りが無く、水平に取付けられていること。	判 定	良・否
		・ 設置されたメーターが間違い無く、水道使用者のもであることを確認すること。	判 定	良・否
		・ 検針取替時に支障が無いこと。	判 定	良・否
		・ 止水栓の操作に支障の無いこと。	判 定	良・否
		・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。	判 定	良・否
	3. 埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	埋設深	m
	4. 管延長	・ 竣工図面と整合すること。	判 定	良・否
5. きょう、ます類	・ 傾きがないこと及び設置基準に適合すること。	判 定	良・否	
6. 止水栓	・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。	判 定	良・否	
配管検査	1. 配 管	・ 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。	判 定	良・否
		・ 配水管の水圧に及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。	判 定	良・否
		・ 配管の口径、経路、構造等が適切であること。	判 定	良・否
		・ 水の汚染、破壊、侵食及び凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。	判 定	良・否
		・ 逆流防止のための給水用具の設置、吐出口空間の確保等がなされていること。	判 定	良・否
		・ クロスコネクションがなされていないこと。	判 定	良・否
	2. 接 合	・ 適切な接合がなされていること。	判 定	良・否
3. 管 種	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	判 定	良・否	
給水用具	4. 給水用具	・ 性能基準適合品の使用を確認すること。	判 定	良・否
	5. 接 続	・ 適切な接合がなされていること。	判 定	良・否
受水槽	6. 吐出口空間の測定	・ 吐出口と越流面との位置関係の確認を行うこと。	判 定	良・否
機 能 検 査		・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放水し、メーター経由の確認及び給水用具の吐出量、作動状況などについて確認すること。	判 定	良・否
耐 圧 試 験		・ 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどがないことを確認すること。	試験水圧	Mpa
水質の確認	1. 残留塩素の確認	・ 0.1 mg/l以上であること。	測定値	mg/l
	2. 臭 気	・ 観察により異常でないこと。	判 定	良・否
	3. 味	・ 観察により異常でないこと。	判 定	良・否
	4. 色	・ 観察により異常でないこと。	判 定	良・否
	5. 濁 り	・ 観察により異常でないこと。	判 定	良・否

本書のとおり確認したので報告します。

平成 年 月 日

夕張市長

様

給水装置工事指定業者

会社名

給水装置工事主任技術者

印

給水装置工事竣工検査報告書

水道技術管理者

印

検査員

印

所有者	住所	夕張市		
	氏名	電話 ( ) -		
指定業者	住所	夕張市		
	氏名	電話 ( ) -		
	技術者第 号 氏名			
場所	住所	夕張市		
	家屋区分	1. 自宅 2. 借家 3. アパート 4. その他 ( )		
	工事区分	1. 新設 2. 改築 3. 増設 4. その他 ( )		
工期	着手年月日	平成 年 月 日	完成年月日	平成 年 月 日
	竣工	平成 年 月 日	(変更)	
工事費	(当初)	円	(清算)	円
確認番号年月日	平成 年 月 日	第 号		

検査項目

区分	検査の内容	合・否	(検査不合格の場合の処置)	
出 来 高 及 び 施 工 管 理	屋 外	・水道メーター及び止水栓は適切に取付られているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	
		・管の口径・延長及び埋設深は適切に施工されているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	
		・きょう及びます類は適切に設置されているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	
		・工事の跡片付けが適切にされているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	
屋 内	・管の延長及び給水用具等の位置が図面と整合しているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>		
	・クロスコネクションはされていないか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>		
	・管は適切に接合されているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>		
給水用具	・性能基準に適合し、適切に接合がされているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>		
受水槽	・設置基準に適合しているか	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	(再検査月日) 年 月 日	
機能検査	・給水用具の吐出し量及び作動状況は適切か	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	(検査員氏名) 印	
耐圧試験	・漏水は無い	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	メーター指針	
水質確認	・残留塩素・臭気・味・色・濁り等に異常は無い	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	平成 年 月 日 m <sup>3</sup>	

(様式第4号)

検 査 済 証

平成 年 月 日

様

工事名

工 期 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで

上記の給水工事について検査・審査いたしましたところ、夕張市給水条例に基づき完成したものと認めます。

検査日 平成 年 月 日

受託水道技術管理者 ○ ○ ○ ○ 印



(様式第 6 号)

平成 年 月 日

(あて先) 夕張市長

住所

申請者

印

## ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 確 認 書

この度、小規模社会福祉施設の給水装置工事において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置いたしますが、下記に示す確認事項について了承しておりますので、給水の承認について、よろしくお願いいたします。

### 記

1. 設置場所：
2. 屋号：
3. 建物規模： 階（ 室）
4. 給水方式：直圧式 ・ 加圧式（事前協議受付番号 ー ）
5. 設備方式：乾式 ・ 湿式
6. 水道メーター口径：
7. 確認事項：
  - (1) 異常漏水、災害、停電等による水道施設の破損、動力の使用不能又は水道管の破裂、あるいは、水道施設の拡張、改良、補修等により一時的な断水や水圧低下が発生し、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、本市はその責を負わないこと。
  - (2) 設備の故障等による水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動、及び、火災時における非作動に係る影響に関する責任について、本市はその責を負わないこと。
  - (3) 当該家屋、部屋を賃貸する場合には、前述の条件が付いていることを借家人等に熟知させること。
  - (4) 給水装置の所有者を変更するときは、前述の事項について譲受人に熟知させること。

以 上



